

第109期事業報告

第109期定時株主総会招集ご通知添付書類
[平成19年4月 1日から平成20年3月31日まで]

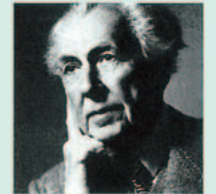
109

スチール! & アイデア!
ヨドコウ

〒541-0054 大阪市中央区南本町四丁目1番1号

TEL. (06)6245-1111(大代表)

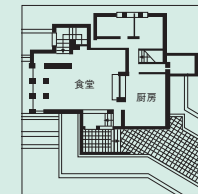
<http://www.yodoko.co.jp/>



YODOKO Guest House was designed by Frank Lloyd Wright, one of America's foremost architects of the 20th century. The House sits upon a small hill in Ashiya City, Hyogo Prefecture, surrounded by green. It was designated a National Important Cultural Asset in 1974, and has been open to public since 1989. The few valuable works left in Japan by the genius Wright, are introduced here with pictures.



Born in Richmond Center, Wisconsin, USA. Worked at Sullivan's office, becoming independent in 1887. With "organic architecture" as his philosophy, he designed a number of masterpieces mainly of residential architecture, and is reputed as one of the foremost architects of the century. "Kaufmann House" is one of his representative works.



株式会社 **淀川製鋼所**



株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第109期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

平成20年6月



代表取締役社長

國保善次

① 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア等の新興諸国の経済成長を背景に、全体としては緩やかながらも息の長い景気拡大を継続しました。しかしながら、改正建築基準法の施行による建築工事の停滞や、原油、鉄鉱石をはじめとする資源価格や各種原材料価格の高騰により、特に、第4四半期以降景気の減速感が高まっております。

鉄鋼業界におきましては、国内外で増え続ける鋼材需要に高炉メーカーを中心にフル稼働で対応し、当年度の粗鋼生産量は前年度比3.2%増の1億2,152万トンとなり、過去最高の水準を達成しました。世界全体の鉄鋼需要も米国および欧州経済の減速の影響を受けてはいるものの、アジア等の新興諸国を主体に底堅く推移しております。また、国内の鉄鋼需要も、建設業向けは改正建築基準法の施行に伴う、住宅着工件数の減少等により低迷が続いておりますが、製造業向けは底堅く推移しております。

連結子会社があります台湾経済は、個人消費の伸び悩みがあった中で、エレクトロニクス製品や鉄鋼等素材を中心とした輸出は依然堅調に推移し、台湾国内については半導体関連企業の積極的な設備投資により、昨年を上回る5.7%の経済成長を達成しました。台湾鉄鋼業界におきましては、サブプライムローン問題が顕在化してから、米国において住宅関連需要に大きな落ち込みが見られましたが、アジア等の新興諸国を中心に鋼材需要は底堅く推移しました。

このような状況のもとで、表面処理鋼板メーカーの当社では、建材部門で改正建築基準法の影響も見られましたが、国内の紐付ユーザーへの拡販策や輸出の拡大等による需要の掘り起こしを積極的に行い、また、大型製紙用ロール設備の納入や台湾の子会社センユースチール社の実績などにも支えられ、売上高は前期比で増収となりました。しかし、利益面では主原料のホットコイルおよび副原材料の購入価格上昇等によるコスト増が収益を圧迫することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績としましては、売上高は2,073億98百万円(前期比7.8%増)、利益面では、営業利益は112億55百万円(同13.1%減)、

目次

① 企業集団の現況に関する事項 …… 1	③ 会社の新株予約権等に関する事項 …… 12
(1) 事業の経過およびその成果	
(2) 設備投資等の状況	④ 会社役員に関する事項 …… 14
(3) 資金調達の状況	(1) 取締役および監査役に関する事項
(4) 対処すべき課題	(2) 取締役および監査役の報酬等の額
(5) 財産および損益の状況の推移	(3) 社外役員に関する事項
(6) 重要な親会社および子会社の状況	⑤ 会計監査人の状況 …… 17
(7) 主要な事業内容	⑥ 会社の体制および方針 …… 18
(8) 主要な営業所および工場	(1) 業務の適正を確保する体制
(9) 使用人の状況	(2) 会社の財務および事業の方針の決定を 支配する者のあり方に関する基本方針
(10) 主要な借入先の状況	(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
② 会社の株式に関する事項 …… 11	

経常利益は134億40百万円(同11.2%減)となりましたが、連結子会社の土地再評価に係る繰延税金負債を取崩したことによる税負担減により、当期純利益は70億54百万円(同10.7%増)となりました。

次に各事業内容の概況についてご説明しますと、

①鋼板関連事業

売上高は1,871億90百万円、営業利益は101億93百万円であります。

<鋼板>

鋼板業務につきましては、国内では、当期に入り、前年下半期からの好調な建築需要に陰りが見え始め、主力のカラー鋼板は、店売り・建材向けの販売数量は伸び悩みましたが、紐付の電機向けは引き続き好調に推移しました。また、一般材の亜鉛めっき鋼板の大幅な伸びもあり、国内での売上高は前期比で増収となりました。

一方、輸出では、世界的な鉄鋼需要の高まりを背景として、前期より拡販に努めております高級材のガルバリウム鋼板、カラー鋼板に加えて、一般材の亜鉛めっき鋼板も好調に推移しました。また、原材料価格の高騰を受けた販売価格の改定もあって、売上高は前期比で2桁の増収を図ることができました。

利益面では、当下半年に入り、一昨年来より高騰を続けていた副原材料の亜鉛の価格が高止まりながらも低下に転じ、コストアップの一部を吸収することができました。

なお、当社グループの連結業績に大きく影響を及ぼす台湾のセンユースチール社では、当上半期は世界経済の堅調な推移と台湾ドル安に支えられ、各種のコストアップ要因はありましたが、業績はほぼ想定の範囲内で推移しました。また、当下半年に入り、主要輸出先である米国の住宅関連需要の落ち込みにより、北米向けの販売数量が減少しましたが、運輸コストを考慮した東南アジアや欧州地区への拡販に努めた結果、売上高は創業以来初の200億元の大台を達成しました。しかし、利益面では、主要原材料価格や原油価格の上昇を吸収できず、前期比で減益となりました。

新商品につきましては、国内の建築分野で初となるクロムフリーカラー鋼板の販売を開始し、また海外では、タイのPPT社に家電向PCM(プレコート鋼板)の生産

設備として粉体塗装ラインを新設、当下半年より稼働を開始し、冷蔵庫の筐体用PCMとして納入しております。

<建 材>

建材業務につきましては、建材商品は、改正建築基準法による建築着工の遅れの影響が大きく、大型工事物件は散見されるものの、中小物件の着工は非常に低調となり、主力商品のヨドルーフ、プリント鋼板等の屋根・壁材の売上高は前期比で減収となりました。なお、改正建築基準法では商品強度証明や各種認定書の提出が求められるため、当社などバックデータ豊富なメーカーに有利であることから、この点を含め施主・設計事務所に積極的に説明会等を行った結果、引合い物件の獲得増に結び付けました。

エクステリア商品は、新設住宅での需要が50%以下であることから住宅着工減少の影響は軽微でありました。

特に、主力商品の中大型物置「エルモ」は、業界初の掃除し易い「下レール無し」および新色「墨色」を発売し、トラックキャラバン等でのPRを行った結果、流通から高い評価を得て、売上高は前期比で増収となりました。ガレージ・倉庫・ハウスなど大型商品は、個別物件ごとに建築確認申請の必要があり、審査・許可の手続き増が懸念されましたが、売上高は前期比で微減に留まりました。

広域ソリューション部門では、全国展開の商業店舗やセルフガソリンスタンド等への商品提案を積極的に行い、多くの提案先から高い評価を受け、採用されました。

工事部門では、同業他社との価格競争激化があったものの、採算を重視した営業に注力しました。なお、来期の工事予定となる「シャープ堺液晶工場」(日本最長の屋根長さ316.5m)、「全日空格納庫」(最新鋭機ボーイング787 3機格納)等の大型物件の受注に成功しました。



PPT社 粉体塗装ライン



ヨド物置エルモ「墨色」
(LMC-2215)

新商品につきましては、建材商品では「省エネ・環境」をキーワードにクロムフリー鋼板屋根材や「ファイングリーン」(屋根緑化システム)の発売に注力してまいります。エクステリア商品では、昨年5月に施行された改正消費生活用製品安全法に基づき「安心・安全」をキーワードに新商品の開発、既存商品の見直し・改良等に取り組んでいます。特に、積雪・強風地域への開発部員の長期間滞在による、地域特性に対応した新商品の開発や建材商品のノウハウを活かした防火性能に優れた商品開発に注力いたします。

②電炉関連事業

売上高は126億30百万円、営業利益は6億39百万円であります。

<ロール>

ロール業務につきましては、鉄鋼用ロールは、造船業界等の活況に伴う旺盛な厚板需要が継続しており、厚板用ワークロールの販売は好調に推移しました。また、中国、韓国において、厚板需要増に備えた厚板用圧延機の新たな建設が相次いでおり、それに用いる厚板用ワークロールの需要も活発となり輸出も順調に伸びました。

また、熱延用についてもワークロールの需要は引き続き高水準となりました。しかし、このところの原材料価格の急騰が収益の大きな圧迫要因となっており、今後販売価格の改定に注力いたします。

製紙用ロールは、顧客である製紙大手各社は、海外との品質競争激化に備えるため、また紙の塗工量を減らし、かつ良好な印刷性を得るため、現在ソフトカレンダー(MOL化)設備投資を積極的に行ってい



大手製紙会社への納入設備

ます。当社は、当期にその大型設備の一部を販売したことで大幅な増収となりロール部全体としては過去最高の売上高となりました。

<グレーチング>

グレーチング業務につきましては、前期に引き続き、公共事業の削減と原材料価格の高騰という厳しい環境にあり、製造部門では合理化を実施すると共に、営業部門では販売価格の改定に注力しました。その結果、当下半年より効果が現れ、通期では若干の損失に留まった結果、収益は大幅に改善されました。

新商品につきましては、官公庁、設計事務所等への設計提案を継続して行ったことで、高機能を付加した越流抑制商品「ウォーターフォールズ」は多くの自治体に継続して採用され、当社の定番商品になりつつあります。また、開閉操作の作業性に優れた「かるがるグレーチング」は、雪国に限らず農業用水路等で多く採用されています。特に防錆力に優れた「ガルファングレーチング」は北海道、東京、九州等の地区で大口採用されました。



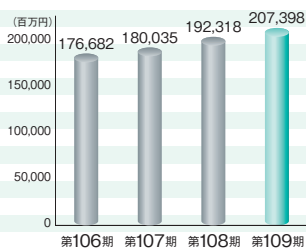
投雪溝用グレーチング
「かるがるグレーチング」

③その他事業

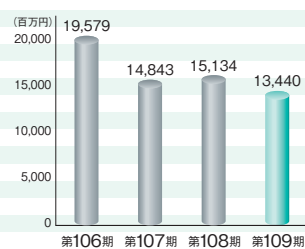
売上高は75億77百万円、営業利益は13億25百万円であります。

エンジニアリング業務につきましては、海外ではアフリカ向けにシャーリングラインおよび横型波付機の納入を行い、国内ではロール成型機の移設工事や電気制御装置の更新工事を行いました。不動産賃貸については継続して安定的な収益を確保しておりますが、その他事業全体としては、当期は不動産販売の売上減により減収となりました。

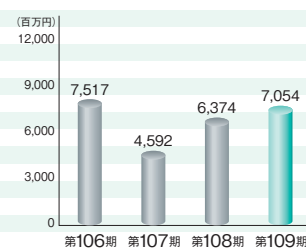
●売上高(連結)



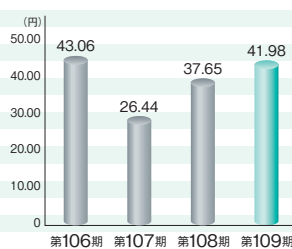
●経常利益(連結)



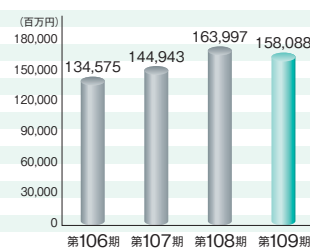
●当期純利益(連結)



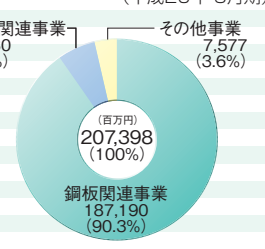
●1株当たり当期純利益(連結)



●純資産(連結)



●当期セグメント別売上高構成比
(平成20年3月期)



(2)設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は31億91百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社本社 第一ビル耐震補強・外壁改修工事
- ・当社呉工場 2号圧延機出側設備更新

② 当連結会計年度において継続中の

主要設備の新設・拡充

- ・当社市川工場 ECL電気品更新および
1号シャーライン電気品更新
- ・センユースチール社 冷延設備の改造



当社本社第一ビル

(3)資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額214億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(4)対処すべき課題

国内および世界の鉄鋼業界並びに鉄鋼市場が大きく構造変化する中、当社の自主自立の経営方針を維持しつつ、鋼板事業を主体として基礎的収益力の強化、企業経営体制の改革を行うなど、企業価値向上のための施策を継続して実施する必要があります。当社の各事業はその独立性維持と並立して、相互に補完しあい一体として機能することでの相乗効果によって、より高い企業価値が創造されることを目指しております。

鋼板表面処理・電炉鑄造に関する永年に亘る技術の蓄積と経験はもとより、当社のお取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社グループが事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナーおよびその従業員との間に信頼関係構築が不可欠であります。

また、新たな基礎技術を研究開発して商品化するまでに相当な期間を要する製造業においては、特に、目先の利益追求ではなく、腰を据えた改善の積重ねを進めていくという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のユーザーであるお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

なお、当社は、めっき鋼板および塗装めっき鋼板の販売価格を、他の事業者と共同して決定している疑いがあるとして、平成20年1月24日以降、公正取引委員会による調査を受け、対応しているところであります。当社といたしましては、公正取引委員会の調査を受けたこと自体を厳粛かつ深刻に受け止め、コンプライアンスの徹底をさらに強く推し進めているところであります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第106期 (平成17年3月期)	第107期 (平成18年3月期)	第108期 (平成19年3月期)	第109期 (平成20年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	176,682	180,035	192,318	207,398
経常利益(百万円)	19,579	14,843	15,134	13,440
当期純利益(百万円)	7,517	4,592	6,374	7,054
1株当たり 当期純利益 (円)	43.06	26.44	37.65	41.98
純資産(百万円)	134,575	144,943	163,997	158,088

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
高田鋼材工業株式会社	295 百万円	100.0 %	鋼板の加工および販売
盛餘股份有限公司 (センユースチール社)	3,211 百万 台湾ドル	52.1	鉄鋼製品の製造および販売
白洋産業株式会社	370 百万円	53.9	鉄鋼卸業、運送業
京葉鐵鋼埠頭株式会社	300	52.7	倉庫業
ヨドコウ興発株式会社	100	100.0	ゴルフ場など経営および不動産賃貸

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
鋼板関連事業	冷延鋼板、磨帯鋼、カラー鋼板、ガルバリウム鋼板ほかの表面処理鋼板 建材商品(屋根材、壁材など)、建設工事の設計および施工 エクステリア商品(物置、ガレージ、カーポート、自転車置場、 ゴミ収集庫など)
電炉関連事業	鉄鋼用ロール、製紙用ロールなど、グレーチング
その他事業	機械プラント、ビル賃貸、ゴルフ場経営、駐車場経営、倉庫業、運送業

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地	
株式会社淀川製鋼所	本社	大阪市中央区南本町四丁目1番1号
	支社	東京都中央区新富一丁目3番7号
	営業所	札幌、盛岡、仙台統括(仙台市)、新潟、長野、高崎、 東京統括(東京都)、横浜、静岡、北陸(富山市)、 名古屋統括(名古屋市)、大阪統括(大阪市)、 神戸、岡山、福山、広島、高松統括(高松市)、高知、 八幡(北九州市)、福岡統括(福岡市)、鹿児島
工場	大阪、呉、市川、福井、泉大津	
高田鋼材工業株式会社	本社	大阪市大正区鶴町五丁目3番50号
盛餘股份有限公司 (センユースチール社)	本社	中華民国 高雄市(台湾)
白洋産業株式会社	本社	大阪市中央区南本町四丁目1番1号
京葉鐵鋼埠頭株式会社	本社	市川市高谷新町5番地
ヨドコウ興発株式会社	本社	大阪市中央区南本町四丁目1番1号

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼板関連事業	1,660名	5名増
電炉関連事業	255	16名減
その他事業	239	64名減
全社（共通）	77	6名減
合計	2,231	81名減

(注) 1.上記の使用人数は連結ベースの就業人員数であり、執行役員・嘱託・雇員は含んでおりません。
2.全社（共通）として記載されている使用人数は、当社（親会社）の管理部門に係るものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,320名	28名減	39.9歳	19.4年

(注) 使用人数には執行役員・嘱託・雇員・出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
日商瑞穂実業銀行	351百万円
三菱東京日聯銀行	351百万円

(注) 上記の借入先の状況は、当社子会社の盛餘股份有限公司に係るものであります。

② 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 753,814,067株

(2) 発行済株式の総数 166,842,220株（自己株式17,343,933株を除く。）

(3) 株主数 9,614名

(4) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主

該当の株主はおりません。ご参考までに、当社の大株主の状況は下記のとおりであります。

株主名	持株数
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,085千株
みずほ信託銀行株式会社	5,470
株式会社りそな銀行	5,342
株式会社みずほコーポレート銀行	5,310
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,873
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー-505019	4,609
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,012

(注) 当社は、自己株式17,343,933株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

③ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名 称	2004年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2005年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成 16 年 7 月 12 日	平成 17 年 7 月 14 日
新 株 予 約 権 の 数	15個	15個
目的となる株式の 種 類 お よ び 数	普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成 16 年 7 月 15 日 ~ 平成 36 年 6 月 29 日	平成 17 年 7 月 15 日 ~ 平成 37 年 6 月 29 日
取締役(社外取締役を除く。)の 保 有 状 況	個数 15個 株数 15,000株 保有者数 4名	個数 15個 株数 15,000株 保有者数 4名

名 称	2006年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2007年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成 18 年 7 月 31 日	平成 19 年 8 月 1 日
新 株 予 約 権 の 数	26個	27個
目的となる株式の 種 類 お よ び 数	普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり478,000円	1個当たり546,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成 18 年 8 月 1 日 ~ 平成 38 年 6 月 29 日	平成 19 年 8 月 2 日 ~ 平成 39 年 6 月 29 日
取締役(社外取締役を除く。)の 保 有 状 況	個数 26個 株数 26,000株 保有者数 4名	個数 27個 株数 27,000株 保有者数 4名

(注) 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

名 称	2007年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成 19 年 8 月 1 日
新 株 予 約 権 の 数	16個
新株予約権の目的となる 株式の種 類 お よ び 数	普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり546,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成 19 年 8 月 2 日 ~ 平成 39 年 6 月 29 日
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、当社の取締役および執行役員(委員会設置会社における執行役を含む。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。 (イ)その他の権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
当社執行役員の保有状況	個数 16個 株数 16,000株 保有者数 8名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

④ 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当および他の法人等の代表状況等
國保 善次	取締役社長 (代表取締役)	京葉鐵鋼埠頭株式会社代表取締役社長
重廣 紀義	代表取締役	営業本部長
寺田 剛尚	取締役	管理本部長、関係会社担当
辻 克己	取締役	経営企画本部長
坂元 良章	取締役	
今村 靖雄	監査役(常勤)	
天谷 薫	監査役(常勤)	
川西淳一郎	監査役	公認会計士
今西 康訓	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役坂元良章氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役川西淳一郎氏および今西康訓氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役今村靖雄氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役川西淳一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当社では、執行役員制度を導入しています。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
重廣 紀義	専務執行役員	営業本部長
寺田 剛尚	常務執行役員	管理本部長、関係会社担当
辻 克己	常務執行役員	経営企画本部長
大森 眞	上席執行役員	ロール販売本部長 兼 東京支社長
遠山 巽	上席執行役員	営業本部副本部長(建材部門担当)
阪口 修司	上席執行役員	営業本部副本部長(鋼板部門担当)
大森 豊実	上席執行役員	盛餘股份有限公司董事長

氏名	地位	担当
西村 修	上席執行役員	大阪工場長 兼 泉大津工場長
河本 隆明	上席執行役員	市川工場長
向井 信正	執行役員	本社総務部長
澤田 滋	執行役員	呉工場長 兼 呉工場製造部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	146 ^{百万円}
監査役	4	38
合計	9	185

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給額のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬の合計額は16百万円であります。
 3. 上記の支給額には、平成19年7月17日開催の取締役会の決議により、取締役4名(社外取締役を除く。)に付与したストックオプションとしての新株予約権14百万円(報酬としての額)を含んでおります。
 4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第107期定時株主総会において年額2億7,500万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 坂元 良章

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会17回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者としての観点から発言を行っております。

② 監査役 川西 淳一郎

(ア) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会17回の全てに出席し、また監査役会の14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 他の会社の社外役員の兼任状況

平成19年9月30日まで株式会社三菱ケミカルホールディングスの完全子会社であります三菱ウェルファーマ株式会社の社外監査役を兼任しておりました。

③ 監査役 今西 康訓

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会17回のうち16回に出席し、また監査役会の14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	7百万円
③ 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2.当社の子会社盛餘股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告目的の内部統制の整備等の助言業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

⑥ 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、「淀川製鋼グループ企業理念」に基づく事業活動を通じて、持続的成長を目指す中で、適正な業務執行のための体制を整備し、運用することが経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築し運用しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを含むリスクを統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としており、企業理念をベースにした「コンプライアンス・ポリシー」「行動指針」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題として捉え、公正で高い倫理観に基づき業務執行にあたり、広く社会に信頼される経営体制の確立に努めております。

委員会の実務組織として、全部門・事業所毎に推進委員を配置し、教育・研修を実施すると共に、コンプライアンスに関する情報交換を行い、浸透状況や課題等を委員会に提言する体制としております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた人が通報または相談ができる体制として内部通報窓口を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、保存および廃棄等の管理方法を社内規程に定め適切に管理しております。

また、これらの情報は、監査役から閲覧の要請があった場合、いつでも閲覧可能としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

環境、品質、災害、労働安全、法務、企業買収、情報漏洩、経理・財務等リ

スク領域毎に担当部門を定め、必要に応じ全社委員会やプロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する事項を管理しております。担当部門および委員会等は、リスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組みます。

これら業務執行ルートでの取組みとは別に、会社にとってマイナス或はネガティブなリスク情報を速やかに収集し、損失の発現を最小限にする仕組みを整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会等に伝達する体制としております。

当社は、既に執行役員制を導入しており、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図る体制としております。

業務運営については、全社的な各年度予算および目標を設定し、各部門においては、この目標達成に向けた具体策を立案し実行すると共に、毎月または定期的に開催する部門会議にて、その進捗状況および施策の実施状況を取締役がレビューする体制としております。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念を定め、コンプライアンス・ポリシー、行動指針を基に、グループ全体の業務の適正を確保する体制の構築に努め、当社コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ会社の内部統制システムに関し、横断的に推進し管理しております。

グループ会社の事業運営については、グループ会社取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については事前協議を行うなど業務の適正を確保する体制としております。

また、当社および連結グループ各社の財務報告の信頼性向上に係る内部統制システムの整備・充実を図っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査部に監査役を補助する監査役会担当者を置き、当該担当者の人事等については、取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役や使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとし、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会や部門会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席すると共に、主要な立案書（稟議書）その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制としております。

また、代表取締役社長は、定期的に監査役会との意見交換会を開催しております。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ない当社株券等の大量取得行為や買収提案に関する対応方針を策定しております。

当社は、当社株券等の大量取得行為や買収提案がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えております。

当社取締役会は、その恣意的判断を排除するため当社から独立した者のみで構成された独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表いたします。については、その適切な判断の材料として、十分な情報が当社取締役会や株主の皆様様に提供されることが必要と考えております。

そこで、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、または、結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付を行う者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して株主の皆様および独立委員会の判断ならびに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供すること。②その後、当社取締役会がその買付行為を評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間をおくことを要請するルールを策定いたしました。

当社といたしましては、当社の企業価値および株主共同の利益を目的として、会社法その他法律および当社定款が認める措置の中から、対抗措置を講じる場合があります。

当社は、この対応方針の詳細を、平成18年5月23日開催の取締役会にて決議し、同日付で「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」として公表いたしました。

なお、この対応方針については、平成19年7月17日開催の取締役会にて継続の決議を行っており、今後も必要に応じて見直しを加えながら維持してまいります。

本対応方針の全文については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yodoko.co.jp/pressroom/zaimu/zaimu.html>) のIR情報に掲載しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識し、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性を高めて継続的に行うことを基本方針としております。なお、現在のところ安定的な配当として年間1株当たり10円を最低維持したうえで、通年ベースでの配当性向を当社単体の純利益の50%を目途としております。

当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績および配当性向を勘案して、当社定款第36条に基づき取締役会の決議により、1株当たり中間6円(支払開始日:平成19年12月3日)、期末11円(支払開始日:平成20年6月27日)とさせていただきます。

② 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第36条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

なお、当期において、自己株式3,800,000株(取得価額総額21億50百万円)を市場買付により取得いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主メモ	
事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要あるときは、予め公告して定めます。
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
同取次所 および お問合せ先	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店（各プラネットブースを除く） ※株式関係のお手続き用紙のご請求は、次のみずほ信託銀行の 電話およびインターネットでも24時間承っております。 ◎電話 0120-288-324（フリーダイヤル） ◎インターネット http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/
公告の方法	電子公告により行います。 ホームページアドレス http://www.yodoko.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、 日本経済新聞に掲載します。

株価・出来高の推移 (東京証券取引所)

